

生駒市規則第 33 号

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則を廃止する規則

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則（平成 23 年 1 月生駒市規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に交付された住民基本台帳カードを所持する者については、廃止前の生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。